

ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人越前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、ひきこもり状態にある者の社会参加を支援する民間の団体（以下「支援団体」という。）に対して、支援活動に係る経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものである。

(用語)

第2条 この要綱において「ひきこもり状態」とは、おおむね6箇月以上継続して次に掲げる状態（傷病をその原因とするものを除く。）のいずれにも該当する状態であって、本人又はその家族がその改善を必要としているものをいう。

- (1) 家族以外の者との交流を行っていないこと。
- (2) 外出（家族以外の者との交流を目的とするもの。以下同じ。）をしていないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、支援団体が越前市内において実施する事業であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) ひきこもり状態にある者とその家族以外の者との交流又はひきこもり状態にある者の外出を支援するための事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、ひきこもり状態にある者の社会参加に資すると認められる事業

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 食糧費
- (2) 用地の取得費及び補償費
- (3) 他の機関、団体の助成等を受け、且つその対象となっている経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成対象経費として不相当と認められる経費

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の4分の3以内、かつ200,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号）に事業計画書、収支予算書など本会会長が必要と認める書類を添付し、申請しなければならない。

(実績完了報告)

第7条 助成金の交付を受けた団体は、助成事業完了後速やかに助成金事業完了報告書（様式第2号）に事業報告書、収支決算書など本会会長が必要と認める書類を添付し、本会に提出しな

ければならない。

2 本会は、必要があると認めるときは助成団体に対して調査を行うことができる。

(書類の整備)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、助成金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。